

午前11時02分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第89号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 一般会計補正予算の17ページと18ページの関係でお尋ねをしたいと思います。

まず、衛生費の関係でございますけれども、汚泥再生処理センター管理費3,172万9,000円、これの12款の公債費の中の7,460万円、これは同じ関連のものではないかなというふうに思っております。というのは、基金繰り入れの財政調整基金から1億632万9,000円、繰り入れがなされた財源で賄われておるわけですが、これはたしか平成19年であったかなと思いますけれども、決算の中で汚泥再生処理センターの談合にかかわります賠償金として、たしか2億5,620万円の繰り入れがあつて、当時の19年度の決算の中の黒字決算の財源になったというのを記憶をしておるわけですが、その関連であろうというふうに思います。

その中から見ますと、多分、衛生費の中で上げられておりますのは国庫補助金に該当する部分であろうと、この償還金であろうというふうに思いますし、公債費の部分については、起債に対します分を繰り上げ償還、返還する部分であろうというふうに思います。これが1億円程度です。そうすると、1億5,000万円程度はまだ残ってくるわけですが、この辺の返還の、一つは幾ら、何%ぐらいの補助率があつておったのか。そして、多分継ぎ足し分に対して1億5,000万円は残っておるのか、どういう形でこういう形で残るのか、当然継ぎ足しはあつておると思いますので、そこ辺のかかわりを説明していただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 汚泥再生処理センター建築工事に伴います返還金につきまして、若干これまでの経過も含めて説明をさせていただきます。

この汚泥再生処理センターの建設工事につきましては、平成16年から平成18年までの間の3年間を事業年度といたしまして、当時の荏原製作所に消費税込みで25億6,200万円で発注し、工事を行ってきたところでございます。

この工事期間中であります平成18年5月23日に、環境省の国庫補助事業でありますとか、環境省の交付金対象事業にかかわって、公正取引委員会がこの荏原製作所を含みますメーカー11社を独占禁止法違反で告発をし、同日荏原製作所の担当部長も含め7名の方が逮捕

をされた事件が発生いたしました。

この件に関し、裁判等の判決等が確定をしました後に、朝倉市といたしまして、業者に対して損害賠償金を確定するために弁護士等に相談をし、関係資料の収集等をお願いしたところでございます。

このときの弁護士の回答としましては幾つか案があったわけですが、1点目は、大阪地方検察庁の特別捜査部検事の捜査報告書を引用されまして、この中では工事費25億6,200万円のうち、1億1,970万1,937円が損害金だというふうに示されているということから、これを率に直しますと、入札額の4.67%が損害金という考え方もあるということ。

それからもう1案は、弁護士のほうからは、法律で禁じられている談合事案であり、受注者の責任等を考えれば、落札金額の10%を徴収するのも選択肢の一つだというようなことが示された関係で、当時朝倉市としましては、落札金額の10%、先ほど議員申されますように、2億5,620万円を請求をし、平成20年3月31日に受け入れをしまして、全額財政調整基金に組み入れをいたしました。

この返還金にかかわるものにつきましては、環境省が事案がたくさんあったということもございましょうが、具体的には平成22年度に、この国庫補助金に関する返還についての通知等が来まして、私どもも福岡県の廃棄物対策課を通じまして、環境省等国庫補助金返還の折衝をやってまいりました。補助金につきましては、国庫補助対象額の3分の1は補助金として参っております。補助金額につきましては7億4,126万4,000円を受け入れをしているところでございます。

あと、やり取りの中で、返還金につきましては、私どもとしては10%の収入をしたけれども、先ほど申し上げましたように、大阪中央検察庁のこの捜査報告書の4.67%という考え方を採用して、損害賠償額については4.67%としてほしいと、残りの5.33%相当については、制裁金だというふうな位置づけでどうかということを議論しました結果、環境省といたしましても、そのことを採用いただきまして、朝倉市の国庫補助金に関します返還金については、落札金額の4.67%ということで整理ができました。これを前提に返還金の精査を行いました結果、今回予算計上をしております3,172万9,000円を国に返還するということになりますために、先ほど申されました予算書17ページの4款2項3目23節に3,172万9,000円を計上させてもらっているところでございます。

また、この国庫補助金以外に、この建設工事に関しましては起債を借りておりましたので、その起債の繰り上げ償還の必要が生じたために、予算書18ページの12款1項1目23節に7,460万円を計上させていただいているところでございます。

あとは、議員言われますように、2億5,000万円入ってきた分のうち、残ります1億5,000万円相当については、財政のほうから説明をさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 19年当時は2億5,620万円損害金として受け入れたわけ

でございますが、後年度に幾ら返すのかというのがその段階では明確になっておりませんでしたので、全額をそのまま財政調整基金に積み立てておりました。そして、現在約1億600万円程度が確定をいたしましたので、残りの1億5,000万円弱というのは通常の財政調整基金として使わせていただきたいと思います。

今後考えられますのは、起債に対する交付税が若干ございますので、その分が減額されるんじゃないだろうかと思っております。そういうところでございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） さっきの質問の中に、これで全部終わったのかということまで聞きたかったんですけど、今交付税の部分が若干あるのかなという考え方があるようでございますが、いずれにしても1億5,000万円、予定外に実は入ってきておるわけです。できれば、この部分にせっかくであれば私はこの起債の、どうせ起債かっておるわけでしょうから、その繰り上げ償還に使ったほうが将来のためにはいいんじゃないかなと、いずれにしても普通の建設事業債をかってるわけでしょうから、そういう気もするんですが、そこあたりの考え方もせっかくですからお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 交付税のこと、先ほどちょこっと申し上げましたが、交付税の返還につきましては、これは返還という形ではございませんで、交付税は2年に1回交付税検査というのがございます。そして、過去に申告したものと、実際に数値の計上誤り、それとか何かの錯誤があった場合はそのときに清算されるということになりますので、次回の交付税検査のときに交付税を清算するという形になります。

それと、1億5,000万円弱のお金を繰り上げ償還に使ったらどうかということでございますが、23年度の当初予算の中にも、済いません、うる覚えで申しわけありませんが、1億3,000万円程度の繰り上げ償還の財源を計上しております。これは公的資金、国が認めた償還以外に市内の金融機関から借りました償還金3%弱以上の金利は計画的に返すような形で、今金融機関の方と協議をしているところで、大体予定どおりいっているところでございます。そういう形で、できるものは返していく。返す以上は、やはり金融機関とのいろんな契約書がありまして、ペナルティーを科せられる場合もありますので、そういうようなのがないようなものを選びながら、今努力しているところでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 補正予算書の16ページです。2款の総務費なんですが、公共交通対策費といたしまして1,590万円、これは提案理由の中で相乗りタクシーということで説明がございましたけども、金額の妥当性を教えていただきたいと思います。仕様などをお知らせいただければと思います。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 考え方でございますけれども、この購入する、対象

とする車両は車いす対応で考えさせていただいております。どなたでも乗れるノーマライゼーションという考え方を持ちまして車いす仕様、それからステップが出るというようなことで購入を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2点、質問いたします。この1点目は、この改正の目的です。2点目は、これが改正されたら24年4月1日から施行するとありますが、40リッターが45リッターになって、料金としては同じでございますが、移行期の前の袋が委託先の販売店に残っていた場合のその処置の仕方についてはどう考えてあるか。以上です。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（森本英夫君） まず、1点目であります、今回の条例の一部改正の目的ということであります。

これまでの議会の中でもいろいろごみ袋の件につきましては御意見をいただいているところではありますが、改めまして今日の高齢化社会に伴います高齢化世帯の増加とか、あるいは分別による資源化が進む中におきまして、家庭ごみの1回当たりの、毎日のといいますか、週2回可燃ごみ出していただいておりますけれども、1回当たりの排出量が減少傾向にあるということも受けまして、今回改めましてごみの排出量にあわせまして、今までの大小にあわせましてミニサイズのもの、いわゆる3種類の袋に分けまして、市民の方が出しやすいような形にするということが今回の目的であります。

次に、2番目の御質問がありました24年の4月1日から考えておりますので、いわゆる大のほうの40リッター、これが45リッターになります。これにつきましては、これまで購入された部分につきましては、4月1日以降につきましてもそのまま使っていただくようにということで条例の中におきましては附則をつけております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 課長、40リッターの在庫よ。在庫の値段たい。市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 今店頭に並んでおります大きい袋につきましては、今のところ私どもとしては回収は考えておりませんので、そのまま販売を引き続きしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は以前45リッターを合併前は使ってたわけです。それが合併して40リッターになった。大分容量が違うわけです。それが同じ値段で、50円で4月1日から販売、店頭に残ってる部分はそうだけど、なくなった委託業者は45リッターの袋を仕入れて、それを同じ値段で売るということは、非常に不合理が生じるのではないかという懸念を持っているのですが、そのあたりについての御解答をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 言われることについては理解できます。今の段階で40リッターが販売店にどのくらい残っておるかというようなことについて情報を収集しておりませんので、早急にそれを行いながら対応を少し考えたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。2番半田雄三議員。

○2番（半田雄三君） この件につきましては、朝倉地区が先に導入してた部分でもありますし、合併当初の話の中からはいろんな価格の問題、その統一の問題とかについて話をされたことと思います。ただ合併浄化槽につきましては、今回の値上がり部分というのが非常に個別に差がありますし、この辺についてはどういう対応をされたのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） まず、朝倉市の下水道の説明を若干、料金の説明をさせていただきますと思います。

道路に下水道管を埋設し、処理場に集めて処理をする集合処理方式が甘木の料金、それから朝倉の料金という2種類ありました。それから、建物ごとに設置をいたします浄化槽の処理方式が個別処理方式と申しまして、甘木の料金、それから杷木の料金ということで料金がありました。大きく4つの料金がありまして、合併時にも統一をすべきということで、合併後におきましても統一をすべきという意見になりまして、その統一する案を今回提案をさせていただいております。

その中で議員が言われますのは、多分朝倉地区はほとんどが集合処理方式でございました。それで、集合処理方式による下水道整備がなされておりましたけど、飛び地、それから低地部、それから河川越えの何軒しかないところについては、国の補助要件に合わないということで、補助対象として難しいところについては、浄化槽による整備がなされております。そこにつきましての使用料金につきましては、朝倉全域と同等の集合処理方式の同一料金制度ということで、受益者の方たちもそれを十分理解されたところで事業に参加してあるところでございます。

合併をいたしまして、料金に差があるということで今回提案をさせていただいております。一般の方についても説明会をやりました。そして、その合併浄化槽を設置してある18名の方につきまして、うちの市の考えを申して説明をいたしました。その中で、当時の町でやり取り、決め事をしてあった料金体系のことを当然言われました。そういったことを私どもも十分受けとめまして、今後の対応をしていきたいと思いますということで説明を回ったところです。そして、市執行部といたしましても市長と十分協議をいたしまして、これについては一定の措置が必要というふうなことで、経過措置をやらざるを得ないということで、通常の公共料金値上げと質が違ふ、制度の変更だということで重要変更になるということで、経過措置を設けて今回提案をさせていただいております。

2回回らせていただきまして、当然料金が上がりまして、それはよからうという返事はなかなかいただけなかったんですけど、言っていることはわかるよということの返事は一定いただいたところでございます。

料金が上がりまして、みんなが上がるということであればいいんですけど、一部制度変更で大幅な額になります。そういったことで、今回提案をしておりますけど、そういったものを説明して、まかれてくださいということでお願いをしていったところでございます。

以上が訪問したところの経過でございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 今回の条例改正に伴います使用料の改定でございますが、旧朝倉町で4人家族で月に3,780円、現在の朝倉市4人家族、旧甘木のほうで4,200円ということ

で、月に4人家族の家庭で420円、年間にいたしまして5,040円の徴収がなされるということでございます。当然ながら合併協議の中でも、基本原則である負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるということで、合併協議でもうたわれておりました。経過措置の中で3年間の位置づけがなされておりましたが、賦課漏れ、徴収等々で事務事業の滞積の中で今日に至っておるということだろうと思いますが、案ずれば11.1%の徴収額が上乘せになる旧朝倉町の住民にしてみればということでございます。今回の料金改定で使用料の収入額がどれくらいになるのかお尋ね申し上げますし、徴収額の徴収関係が二段階方式で緩和措置ができなかったのかお尋ね申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 今回、統一させてもらうわけですけど、朝倉地域の統一に伴う料金につきましては、1,800万円の増額になるかと思います。ただ、緩和措置の関係は計算をしておりません。緩和措置がないところで1,800万円の増ということでございます。

一般の集合処理の料金の統一に伴いまして金額が上がります。それにつきましては、1世帯のところで800円程度上昇ということで、それについては経過措置は設けてないところでございます。一定金額の大きいもの、一定金額の、今回の統一により1,000円以上上がるものについては、上げ幅が大きいというふうなとらえ方で集合処理区域の事業所につきましては2年間の措置をする。それから杷木の浄化槽につきましても一部統一させていただきますけど、そこが1,000円以上になりますので、その分を2年間、それから最初に申しました浄化槽設置してあるところの集合処理の料金をいただいている18人の方につきましては5年間の経過措置ということで、経過措置につきましては2種類、それからその他の金額につきまして少額というとらえ方で、そこについては24年4月からという考えで提案させていただいておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 特定環境保全公共下水道の処理単価、立米当たり403円でございますが、使用料単価におきましては176円80銭、そしてまた農業集落排水事業の処理単価342円26銭、そして使用料単価におきましては191円19銭という単価構成になるかと思っております。現在におきましては条例改正で1立米当たり157円50銭、157.5円という金額が設定されておりますが、今後この下水道の使用料が再度近い将来に改定がなされるものかどうか、条例改正がなされるものかどうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、今回の条例改定の趣旨につきましては、先ほど課長のほうから申し上げたとおりでございます。

まずは、制度を統一しようということで、それぞれ複雑な料金体系が今ございますので、まずはこの体系をいわゆる集合処理と、それから個別処理、この2種類で統一をさせてい

ただきたいという趣旨で今回行います。

御質問のいわゆる維持管理に関する経費がございます。これに対して、いわゆる有料で収入に充てられる水量があります。これを割りますと、1立米当たりのいわゆる価格が出てきます。この部分が処理原価というふうに呼んでおりますけれども、そのこととの関係で、現在はこの収入の、いわゆる処理原価と、いわゆる今の使用料金の比率を言いますと、約60%程度を今有料で使用料としていただいておりますと、その差が約4割近くあるということがございます。

それから、朝倉地区、それから秋月の特環につきましても本年度事業が終了しますけれども、まだ一番規模の大きい筑後川中流右岸、いわゆる甘木を中心としました下水道事業については今まだ整備中でございまして、さきの質問でもお答えしたかと思いますが、約4割強の整備率でございまして、これもまだ事業拡大していかなきゃなんという事情もございます。当然にして、今質問にございます料金自体をどのくらいに設定すべきかという考え方につきまして持つべきだということについては認識をしておりますけれども、今申しましたように、処理施設ごとのいわゆる独立採算制で言えばばらつきが出てきますけれども、そういうわけにはいきませんので、総体的ないわゆる料金の見直しというのは、当然にして今後の課題ということで持っておるところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 接続率、あるいは単価構成におきましては十分認識させていただいたところでございますが、接続率の向上に向けた取り組みを積極的に行っていただきたいということで申し上げておきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案訴えの提起についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑ありませんか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） この交通事故の損害賠償につきましては、毎回ちゅうことではあ

りませんけれども、損害賠償のこの議案が出るようでございますが、俗に労働安全ちゅうかな、安全運転管理者が必要なところだと思いますが、公用車の運転についての運転者の指導ちゅうですか、それはどんな格好でされておるかお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 今訴えの提起に関しまして、交通事故頻発しております。大変御迷惑をおかけしておりますが、職員研修といたしましては、この件に関しましては実際行ってはいない状況であります。当然のことながら車に乗る機会が大変多い状況であります。それは職場所属長を通しての指導だと思っております。また、個人の責任は十分あることでございますが、こういった点については十分周知したいと思っております。研修をしなければいけないかと思っております。申しわけありませんが、実際は行っていないという状況でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 100号と101号と交通事故が出てますが、100号については7月の案件であります。早目になるべく議会のほうにはお知らせするなり、もし何か遅くなった理由があるのだったら教えていただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 7月の29日ということで、事故の発生日が29日ということで、今12月でございますので、遅くなった理由は何かということでのお尋ねかというふうに思いますが、修理に関しまして、先方との協議の中で若干時間を要した部分があったので、その部分が遅くなった要因の一つではなかろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

皆さんにお願いいたします。議案についての質疑のみよろしく願います。

次に、第101号議案交通事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑ありませんか。
8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 指定管理者の選定方法とどのような業務があるのか。また、修理

等の管理者と市との契約はどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山玲子君） 御質問の指定管理者の指定方法、今回朝倉地域の体育施設の指定管理を行うということで、朝倉市で定めております指定管理制度の運用指針に基づきまして、指定管理導入ということで審査を行い、指定管理に至ったわけですが、審査の内容としましては、経緯は、まず最初に募集を、要項を設定しました募集期間をかけます。募集期間をかけまして、それに申請をしてきた業者について、指定管理者候補者選定委員会というものがございますので、そちらのほうで指定管理の審査を行いまして、一定点数基準点を設けまして、それに基づき選定を行っていくという内容です。

それから、済いません、あと体育施設の利用状況でございます。直近22年度で、今回指定管理を行います体育施設は、朝倉地域の体育センター、それから朝倉球場、朝倉のテニスコートとゲートボール場ございまして、それぞれ利用を申しますと、22年度の数字になるんですけれども、体育センターが3万5,726名、朝倉球場が2万1,920人、テニスコートが1,662人、ゲートボール場が322名、合計朝倉の体育施設としては5万9,630名の利用がっております。

あと契約の内容の修理の関係、修繕、改修等についてで、募集要項の中に記載してございます内容ですが、当該施設の修繕等については、原則として1件につき10万円以上については朝倉市の費用と責任において実施をするということで、10万円未満について指定管理者の費用で実施をしていただくような内容で要項を策定しております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 利用状況はお尋ねしておりませんで、でも、よく参考になりましたが、どのような業務があるのでしょうかとお尋ねいたしました。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山玲子君） 業務の内容は、要項に基づきますものが条例第15条という規定されてる業務と、その他、朝倉地域体育施設の管理運営に必要な業務という表現になっておりまして、条例第15条を、申しわけありません、ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 私は具体的に知りたかったですので、所管委員会なので、またしっかり検討されて、報告のほうよろしく願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 今回、委託事業から指定管理者に変更されたんですが、その目的は何だったのでしょうか。

それと、指定管理者の選定に当たってどのような基準で選定されたのか、基準をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山玲子君） 今回の体育施設への指定管理の指定につきましては、第2期朝倉市行政改革プランの中の民営化、外部委託の推進ということで掲げておりました施設についての指定管理でございます。

目的としましては、多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることを目的として導入をいたしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山玲子君） 選定の基準でございますね。今回体育施設に設けました選定の基準は、5つの選定項目を設けております。

選定項目については、まず事業計画の内容が施設の平等な利用を確保できるものであるかどうか。事業計画の内容が施設の適正な管理を行うことができ、施設の効果を最大限に発揮できるものであるかどうか。事業計画の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるかどうか。事業計画に沿った施設の管理を安定して行うための人員及び財政的基盤を有しているかどうか。その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要な事項の5つの選定項目を設けて審査を行いました。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 管理面での基準というのが随分表に出てるようですが、この住民サービスに対応するような基準というのはどういうふうな観点で審査されたのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 先ほど課長が申しましたように、個別の5項目はございますが、最終的には体育施設ということで、住民の利用、ニーズに沿った形の中で指定管理者制度を導入するということが基本的な大きな柱としてございますので、それを踏まえての個別の選定項目を定めて選定をさせていただいたということでございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 今回新たに指定管理者に選定変更されたということでありまして、その管理的な問題だけではなくて住民サービスにどうニーズに対応していくか、そのあたりも追及していかなければいけない問題だと思いますし、今後これがほかの施設にも及んでいくことだと思いますので、そのあたりの考え方、コンセプトを聞きたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 一般的な指定管理者制度のメリットというものを私のほうから御説明いたします。

これまでの委託制度と管理制度の違いの中で、指定管理制度と申しますのは、収入を指

定管理者のほうで徴収することができて、その中で収益性とか集客性ですね、そういったものを民間のノウハウなどを活用しながらサービスの向上を図るとか、例えば先ほどのスポーツ施設で申しますと、集客の図れるようなイベント、管理者がみずから計画をして、収益、集客につなげるようなそういった民間事業者ならではの、そういった集客につながるようなそういう事業を考えていくということがございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 指定管理者の財団法人あまぎ水の文化村について御質問いたします。

私は9月に一般質問をさせていただいたんですが、まず国の公益法人の制度改革に伴いまして移行準備を進めているという当局の回答でございましたが、今の進捗状況と今後のこの財団の方向性の考え方について御教授をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 現在は県とそれと財団法人あまぎ水の文化村と私どものほうで3者で今調整をしながら、年度中に公益法人移行への申請ができるような協議を行っております。

将来的につきましては、またその指定管理者が今度指定を承認いただければ、その間の中でまた新たな公益法人としての新しい事業とかそういったものをまた展開していかなくてはならないと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） いいですか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 103議案とも関連し、その他の指定管理者の指定についても同じような形ですけど、104号議案で質問をいたしておきます。

一応選定されて今回こういうふうに出ておりますが、あえて財団法人あまぎ水の文化村の内容について、それから何社、今回について応募があったのか。それと、選定基準がいろいろ先ほどから話がありますけど、今課長が答弁したように、委託から指定管理にすると収益というのが見込める、その指定管理者が。これ非常に重要なポイントで、なぜ指定管理者が必要になってきたかといいますと、今までは公的なものについては補助金を出して、そこで維持管理をさせるだけを中心だったわけですね。しかし、行財政改革の中で収益性を持たせたものによって財政の緩和をしていくというのが一つ。

もう一つは、この施設を通じてどれだけ市民サービスができるか。これが積極的な、先ほど説明があったように専門的なノウハウを持っている人たちに対してするという事です。

水の文化村、先ほども103号議案ではいろいろ質問がありましたから、私も業務内容はどういうものなのか、どういうことを目してしてるかと質問したかったんですけど、そこはもう質問なしというふうになりましたんで、この104号議案の水の文化村を選定するときに、選定基準の中に業務内容、今後の業務計画、そういう形も提起されて審査しながら指定管理をするのかどうか、私はここが一番のポイントだと思ってますけども、どういうふうにされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 今回のあまぎ水の文化村につきましては、管理者の候補者選定委員会の中で、まず非公募により財団法人あまぎ水の文化村というのを指定させていただいております。

指定管理者候補者選定委員会の中では、まず非公募によることに対しては妥当性の審査、それから指名する団体の審査、そういったものを行っております。

それで、現在でも財団法人あまぎ水の文化村を指定して管理を行っているところですが、現在やっております事業について妥当性が高いということで、選定委員会の中ではこの財団法人あまぎ水の文化村を指定をしたところでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 皆さんわかりました。財団法人水の文化村とそれが委託しておる商工会議所の関係、私は何も追及してるわけでも何でもない、これは。実態をよく把握しないままに補助金1,000万円が出てるわけです。流れが変わってるわけですよ、これは。私がこれに承知した、かかわってきた議会議員としては。

この問題は5年間今回継続していくという形になります。その実態を今お聞きしたんです、一番最初に。はっきりしないと、財団法人あまぎ水の文化村というのは僕にはよくわからない。そして、それが実態としては商工会議所というのが出てくる。そして、それに対して1,000万円の補助金を出しておる。実際の水の文化村の運用はどんなされているかと決算委員会で聞いたときに、あの数字が出たけども、実際上はそこまで利用されていない。宝の持ち腐れというふうに皆思ってるわけですね。市民からもこの問題については何とかならないのかと。そうすると指定管理者制度をとることによってどういう来年度の計画、5年間はしていくのか。こういうものが明らかになると、指定管理者制度のよさが出てくるわけですよ。そのための指定管理者です。

今は卑弥呼の湯は独立採算ですよ。補助金出してません。

本来、指定管理者制度というのは目的、目標はですね、目標です。目標はそうあるべきなんです。だから、この水の文化村が市民にとって非常に朝倉市にとって重要な位置づけがなされているとするならば、これをいかにして指定管理者制度を指定される人たちがやっていくのかということの審査がなされて、初めてこの承認というのが出てくるのではないかと私は思ってますので、そこあたりの審査が指定管理をする際に審査されたのか。こ

れも一緒、というか非公募ですから、何ら問題なくここに決まるということになってくると、あえてますますこういう質疑をして実態を明らかにしてもらわないと、私たちはただ聞いて、ああそうげな、よくわからんけども、とにかく水の文化村はあるということでも5年間承知しておかなきゃいけない。こういうことではいかんと思いますので、あえてしつこくなりましたけど、重要な全体にかかわる私は指定管理者制度の根幹をなしていると思いますので、もう一回答弁してください。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） この選定委員会の中で公募によらないことの審議というのを十分にいたしますわけですが、その中に現在の水の文化村の評価項目を大きく5つ、それから小さく28点ほどいろんな面から基準を設けてます。

例えば事業計画の内容が施設の平等な利用を確保できるものであるか、施設の適切な管理を行うことができ、施設の効果を最大限に発揮できるものであるか、などなどですね。28項目で点数をつけまして、その中で審査員の審査の中でこの指定が決まったわけでございます。（発言する者あり）

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 当然ながらこの申請団体につきましては5カ年の計画ですね、そういったものが出されておまして、5年間の全体的な協定と年度協定というのがございますが、23年度事業につきましては管理運営に関する事業でありますとか、水に関する情報発信の情報の収集に関する事業でありますとか、それから水を守る精神の普及及び啓発に関する事業でありますとか、自然環境保全の意識に関する事業でありますとか、その他スポーツゾーン、それからカルチャーゾーンそれぞれの事業計画を詳細に出していただいております。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） もう3回になりまして、全体的に議案質疑のやり方が議員の質問に対して的確に答えないときにはまた質問するわけですが、手を挙げて。3回カウントされるんですよ。これはいいかげんな質問してるわけじゃないんで、きちっと内容を聞いて答弁してもらわないと。3回という限界が僕3回目だからね。

2つの問題があるということです。これは水の文化村だけじゃありません。やはり先ほど申しましたように、指定管理者制度を取り入れてきた理由というのがもうはっきりしてるわけですね。

それで、今回公募ではない、非公募でなされてる水の文化村については、これについて市民はですね、私もです、もったいないと。これは水の文化村ほどのあれだけの施設を早々今つくろうとすれば相当の費用が要ります。しかし、現実私たちは持ってるわけですね。それが今回の朝農問題とも同じで、どんなふうな市民の朝倉市として誇れるようなものが、あそこにいろんな案が出てますよ。何とか宿泊施設でから研修施設にしたらどうか

とか、いろんな意見が私のとこ来ます。しかし、全く議会議員としてはこの問題にタッチすることができない。なぜならば、指定管理者制度において、この問題についてはそれに任せとる。そういう方針をとってるわけですから。

この5年間今度契約がなされるとすれば、一般質問でしても、これ決算委員会でやったらなかなかやりにくくて、時間が足らなくてもうやめさせろというふうなこの動きがあったという話も聞いておりますけども、そういう状況の中で、この文化村について本当に私たちは先ほどのこのスポーツ施設もそうですけども、これから先も出てくる問題についても、やはり市民の財産として、これを直轄の直系の直営の市がするのではなくて、ノウハウを持った専門家が指定管理を受けながら市民のニーズにこたえていくというのは重要な課題なんですよ、これは。まさに現在の日本全国の中でこういう課題を抱えてやってる。

それで、これについて市が指定管理を受けていく業者あるいは財団、もしくは社団、そういうものに対してどうやっていくのかと、積極的に切り込んでやっていかないといかんということでこの質問しとるわけです。

それともう一つ、時間が来ておりますけども。きょうの西日本新聞に、西日本新聞一面トップ、一面トップに円高で29億円超評価損益が出たと。これはまさに朝倉市の文化村が仕組債を買ってるわけですよ。これがきょう読んでいただきたいと思うんだけど、これは福岡県のですが、地方自治体については書いてありませんが、こういう実態になっている水の文化村です。知恵を出し合って、ただ単に私はこれ追及してるわけでも何でもないんで、何とか知恵を出し合って、これだけの財産を持ってるんだったら、こういう危機的な状況もあるんだと。20億円の債権があって、基金があって、そのうち15億ぐらいの買ってぐっと下がってるわけですよ。こういう中で本来はこの基金運用しながら、文化村をいかに利用活用していくかということを考えていかなきゃいけないのにこういう状況になっている。非常に私たちは議員という立場で、市民代表としての立場ではゆゆしきことであるということで、一生懸命質問してる。長い何とかは関係ない。これは重要なことです。最後にこのことについて答弁してください。業務内容をもう一回、どういうふうな、規定じゃなくて話し合いをしたのかどうか。してないとすれば、今後、これ恐らく指定管理者、私もこれ反対しませんから。内容について市として、私が言っている業務内容についてのいろんな方向性を考えていくように提言するのかどうか、最後に答えてください。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 現在でも事業計画、事業内容は財団法人と私ども担当課と一緒にいろいろ考えておりますが、今後はますます今おっしゃられたように、当然ながらあの施設を十分活用できるような事業を十分協議してつくっていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑ありませんか。
11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。ここの2つの施設がありますが、名前は一緒ですが、内容的には全然違うと思います。老人福祉政策というのは非常に大切なことだと思いますし、そこについての市の財産である施設であります。先ほどから話があっていますが、事業計画がどうなっているか、お教えいただければと思います。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） 朝倉市朝倉老人福祉センター、それから朝倉市杷木老人福祉センター、同じ施設で、これにつきましては老人福祉法に基づきまして、高齢者の方のいろんな各種相談とか健康増進、教養の向上、レクリエーションのため便宜を図るということで、その目的で設置されております、合併前から。それを引き継いで今条例を制定して一本化した中で、朝倉市老人福祉センター条例という規定を設けております。

それで、その事業の内容については老人の健康増進でありますとか、教養向上、レクリエーション、いろんな健康増進のための利活用、老人の機能回復訓練、こういったことに利用していただいております。具体的には22年度のデータでは、杷木老人福祉センターが5,000人ちょっと、朝倉が9,400人程度の利用をいただいているというような状況です。以上です。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 老人の福祉のための社協というのがあって、そのあり方について違ってますよという話をしたかったんですね。杷木はコミュニティーが違います。4つのコミュニティーの中に地区社協が入っています、今。老人福祉センターは空っぽの状態、悪く言えばですよ。空っぽの状態があるというのが今です。

地区社協をそれぞれの支所機能を持たせるようなふうにして、そこを老人政策をやっていくのか、もしくは貸館業としてその老人福祉センターを持っていくのか、どちらかが必要じゃないかなと。貸館業というのは、老人のために集まる場所がそれぞれのコミュニティーにはないので、4つのものを共有するというそういうタイプでいくのか、どちらかが必要じゃないかな。

この議会の中でも、日曜が休みであってあそこは使いにくいとかいろんな話があつてます。老人福祉のためのちゃんとした業務運営をするのであればそれで結構ですし、そうでなければ市民のために貸館業としてもっと使いやすいようにしていく。これが本当に今問題になっている指定管理者のあり方ではないかなと思ってます。市としてのお考えをもう一度確認させてください。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） この議案については指定管理者ということで社会福

祉法人朝倉市社会福祉協議会のほうに、朝倉杷木両方を管理委託をお願いしようということ
とで議案提出をさせていただいております。

そういう中で朝倉市社会福祉協議会はもう既に一本化されております。旧朝倉、杷木と
いう、それから地区社協の問題は別個に置いとしまして、今向こう3カ年間の事業計画で
ありますとか管理運営、これは朝倉市社会福祉協議会として一体的な考え、統一的な考え
のもとに、この朝倉杷木の老人福祉センターを住民サービスのために活用していただく
ということをお願いしております。そういう状況です。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 今までずっと議論があつた指定管理者についてですが、委託と指
定管理者全然違って、その施設がありますと、その施設をどう使っていただけますか、だ
れかいい案がありませんかというのが指定管理者だと私は思ってます。

社会福祉協議会自体の組織のあり方では、社会福祉協議会がそれぞれが考えてること
であって、市としてはその施設をどううまく利用していただけるようなこと、そういう考え
を持っている方に指定管理をしていただくか。この業務を委託するのと話が違うというこ
とをもう一度確認させていただきたいと思います。何か意見があつたらお願いします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） 先ほど申しましたように、この2つの老人福祉セン
ターは老人福祉法に基づきまして高齢者の方の健康増進、教養の向上、レクリエーション
のための便宜を図るということを目的に設置されておりますので、この目的のために当然
市としても利活用をしていただきたい、していくような運営を指定管理者のほうにお願い
したいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 関連いたしますが、指定管理をされるのは公の施設でございます。
先ほど課長がおっしゃるように、老人福祉法に基づきながら施設の事業目的があるのです
が、公の施設がありまして、朝倉市の社会福祉協議会のやり方であるということですが、指定
管理者をする側の行政としては、住民の側に立たれるのですか、指定管理をされた朝倉市
社会福祉協議会の立場に立たれるのですか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（釜堀文男君） 先ほど申しておりますように、この設置条例、この
老人福祉法に基づきます設置目的、住民サービスという部分では、市民の方のサービス、
高齢者の方に対しますサービスを提供するというのが大きな目的でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） そのあたりで指定管理者、多くの指定管理の施設が住民にとって
使い勝手が悪くなる実態があるからこういう意見が出ていると思っています。ぜひ指定管
理を受ける前に、審査基準の中に住民の意見、住民に対する利用の状況、その思いを聞い

て審査基準に入れていただきたいと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） いいですね。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑ありませんか。
14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 時間が来ていますが、三連水車の里あさくら条例によりますと、第3条に朝倉市三連水車の里あさくらの施設は、交流館及び公園で構成するとあります。それで、公園も指定管理に入っていると思いますが、非常に滞在型のところで公園が広いのですが、どの範囲内を指定されているのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 公園が広いということで範疇をとということでございますが、一応面積はすべてということになりますので、芝生のある公園とそれから遊具施設が置いてある部分、あの一帯をすべて管理を任せておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） この間行きましたら、芝生の手入れがとってもよくされていて管理が大変だろうと思っています。

指定管理料は見ましたら年間が650万円ですね。周りの草取りもあるんだろうと思いますが、それから三連水車ができてますが、電気代とかトイレの下水道料金とか除草とか肥料とか、そういうのを全部ひっくるめて650万円ですか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 申しわけありません。一応今おっしゃられました肥料、電気代、その他もろもろすべてを含んで23年度は650万円で委託料をしておるところでございます。

なお、今後はもともと望ましい方針としましては、指定管理者がみずからの費用であるということで、特にあそこはお客さんを誘致するPRの場にもなっておりますので、ぜひともそういう方向で進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑ありませんか。
7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 先ほどから指定管理についてのいろいろお話が出ておりますけども、三連水車の里とかほかのバサロとか、水の文化村でもそうですけども、実績報告が上

がってきておりますけども、この施設、原鶴温泉旅館協同組合が指定管理を受けてされておりますけども、この実績報告等は議会とかそれからまた委員会で報告されているのか、確認をしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 指定管理をするに当たりましては、こういう業務をしてくださいというような依頼をするわけですが、その実績につきましては管理報告というような形で上がっておるところでございます。議会のほうには出してはおりません。

○議長（手嶋源五君） 7 番浅尾静二議員。

○7 番（浅尾静二君） 指定管理団体の実績報告とかこういうのは、条例とかそれの中には入っていないんですか。公開の必要があるんじゃないのかなと思いますけども、そこら辺をちょっと確認を再度したいと思います。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 必要があれば資料として提出をいたしたいというふうに思います。（発言する者あり）正式に議案としては報告義務があるようにはなっておりません。ですから、そういう必要があればそういうこともやろうかと思えます。

○議長（手嶋源五君） 7 番浅尾静二議員。

○7 番（浅尾静二君） やはりいろいろ指定管理については透明性とか情報公開が必要だと思いますので、この原鶴温泉の川の駅のパークゴルフにつきましても、実績報告等の公開をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（手嶋源五君） 答弁はいいですね。

10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 同じく関連しますが、この川の駅の目的ですね、指定管理しますこの目的と、その目的を十分に達しているのか、そのあたりをどのように審査されているのかお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 川の駅のまず目的でございますが、設置の目的は、交流人口の増大による産業の振興や住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するという事で、川の駅原鶴を設置することが目的でございます。

次に、審査ということでございますけれども、審査の流れといたしましては、まず指定管理者を更新する、この場合は更新でございましたので、更新をすることはどうかということで、まず商工観光課の中で点検をしたと。次に、指定を受けようとする旅館組合からの申請書の提出。次に、その申請の点検、評価等を行いました。次に、指定管理者候補者選定委員会の審議を経てきたと。その審議の主な内容につきましては、公募によらないことの審議ですね、まず公募によりませんので、それでいいかというような審議を一点したと。次に、指名する団体の審議、これは原鶴旅館組合が指定を受けようとしたということ

でございますので、その団体が適正かどうかというような審議をしております。主な審議はその2点でございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 目的は大変重要な目的上げられておりますが、この目的をほんと十分に達しているのでしょうか。そのあたり先ほど質問しましたが、答弁ございませんでしたのでお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 目的はそういうことでございますけれども、達しているかどうかと、原鶴旅館組合が十分な実績を上げているかどうかということでございますけれども、経費の面からいきますと、年間160万円ぐらいの、これまではそういう実績でございました。そのぐらいの金額であそこのパークゴルフ場とかそれから駅舎の管理を行っておるということでございますので、それが高い低いはあるかと思っておりますけれども、人件費とか管理費ということから見ますと、一定の経費節減効果はあるのではないかというふうに考えております。

それから、もう一つ、この指定管理をしている目的の一つで、原鶴の活性化ということが大きな目的の一つでございます。その活性化をするために指定管理者制度を活用することでございますけれども、この原鶴旅館組合とこの川の駅原鶴とは密接にかかわりがございますので、この指定管理者による例えばイベントの実施とか、それから補修関係につきましましてはこの組合が管理するということは十分、何といいますか、目的を達しているのではないかというふうに私どもは考えておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 先ほどの7番議員の質問に対する課長の答弁がきちんと市のほうで整理されないままに終わろうとしてますので、再度確認をしたいと思います。

条例あるいはその他で議会のほうに報告義務はないということで答弁されました。必要があればお出ししますと。必要があるからしてるんですけども、どの時点でどういうふうな形で要望するかというのも非常に難しくて、議会全体に出すのか、あるいは委員会に出すのかというのもあります。

これ指定管理者、今回もそうですが、審査が委員会に付託されて、それぞれの委員会になされます。副市長、これ實際上、決算委員会しか出てこない。決算委員会は3回の質疑、この前私も非常考えさせられましたけど、これいかんと思いますよ。やっぱり指定管理者、先ほど論議されてるように、指定管理者にしたという理由は非常に極めて重要な問題であって、これについて踏み込んで議会も市民がそれぞれ今回は5の指定管理者指定が出てますけど、それぞれに関連する人、市民からいろいろな意見、要望が出てるはずですよ。私も承っておりますが。それでこういう長い長い質疑になってるんですよ。これだけ議会側としても関心事になってるということです、これは。市民の関心事、これは。

ということで決算委員会のときにだっと出すだけで、議会側の対応もこれでいいのかというふうに提案したいと思いますけども、やはりこの種の問題については、何らかの形で委員会を中心として審査、審査というよりも報告受けながら、意見を出せるような形をとるべきであると。まさにこれは行財政改革のいいほうの提案だと思うんですけども、先ほどの7番議員の受けながら、聞きながら、これは必要なんだなというふうに思いましたので、検討するかどうか。そして、そういう前向きな方向でしていただけるのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） この指定管理者と委託があいまいなような説明も若干出ておりますので、指定管理者を導入することによってどのような成果を上げていくのかと。結果、どのような実績を残したのかというような部分につきましては議会の皆さんに説明するということで考えたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。（「時期のほう」と呼ぶ者あり）

○副市長（埜本 潔君） 時期につきましてはこれから調整いたしまして、できるだけ早くやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第89号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時23分散会